

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための
企業の事業を支援いたします！

◆中小企業等事業再構築促進事業補助金の説明会◆

令和2年3次補正予算案において、中小企業を対象とした「中小企業等事業再構築促進事業補助金」が創設されます。この事業は、中小企業が新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等を目指す企業、団体等の新たな挑戦を支援します。なお、現時点では予算案の成立前のため、公募情報は未発表となっています。


今回、本事業に関する事前説明会を開催しますので、関心のある企業はぜひご参加ください。

開催日時：令和3年2月12日（金）

第1部 13:30～14:30

第2部 18:30～19:30

※第1部、2部ともに同一内容です。



令和3年度の
目玉施策！

会場：渥美商工会2階 会議室

講師紹介：ビジコン株式会社 代表取締役 ^{はない}花井 ^{むつや}親八氏

対象者：田原市内の商工業者（中小企業者）

申込期限：令和3年2月9日（火）

お申し込み・問い合わせ：渥美商工会

〒441-3613 田原市古田町宮ノ前32番地6 TEL:0531-33-0441 FAX:0531-34-3121

参加申込書

申込日：令和 年 月 日

渥美商工会 宛（FAX：0531-34-3121）

事業所名	(業種:)
ふりがな 受講者名	(役職:)
希望時間	それぞれ選択してください。(☑を入れてください。)(第1部、第2部は同一内容です。) <input type="checkbox"/> 第1部 <input type="checkbox"/> 第2部

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本説明会に関連する事業の運営と管理のみに使用いたします。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

対象

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円
補助率 1/2

** 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

(1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

①M&A実施後のリスクに備える準備金、②設備投資減税、③雇用確保を促す税制の3つの措置をセットで適用

(2) 様々な設備投資を促す税制 (生産性向上、DX、地域経済牽引) (延長等)

「中小企業経営強化税制」は、延長 (10%税額控除等)

「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (7%税額控除等)

「地域未来投資促進税制」は、サプライチェーン強靱化の類型を追加した上で延長

(最大5%税額控除等)

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定

(上記予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少



店舗での営業規模を縮小し、
ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、
新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少



当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、
ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少



店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを
新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、
新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

① 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入。**

② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除。**（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

様々な設備投資を促す税制（延長等）

生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除 10% （※7%）※計画認定手を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		統合【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

☑ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※事業再構築促進事業については、公募開始時期や対象業種は未定です。
また、申請にはjGrants（電子申請システム）での受付を予定しております。
gBizIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前のID取得をお勧めします。※認定支援機関は、以下の中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

お問い合わせ先
中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816
中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803